

令和6年度沼津市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年 5月17日副市長決裁

第1 目的

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条に基づき、本市の事務事業における障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がいのある人の自立の促進に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この調達方針は、市長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、議長、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の各機関（以下「執行機関」という。）に適用し、事務事業に伴う全ての物品等の調達を対象とする。

第3 調達する物品等

執行機関が、契約によって調達する物品及び役務のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

第4 障がい者就労施設等の範囲

障がい者就労施設等とは、次の施設等をいう。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所
- 2 障がい者を多数雇用している企業
 - (1) 障害者雇用促進法の特例子会社
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所（以下の3点を満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

3 在宅重度障がい者等

- (1) 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- (2) 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

第5 調達目標

本年度の調達目標は、過年度の調達実績をふまえ、16,270千円以上とする。

第6 調達推進

- (1) 市は、予算の適正な執行及び契約における経済性、公共性、競争性に留意しつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 市は、調達推進にあたり、沼津市障がい者自立支援協議会就労部会と連携を図り、各種調査や情報提供等の必要な措置を講ずる。

第7 調達実績の公表

市は、毎会計年度の終了後、障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績をとりまとめ、市ホームページ等でこれを公表する。

第8 調達方針の見直しと公表

市は、毎年度この調達方針の見直しを行い、市ホームページ等でこれを公表する。